

第80期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2024年1月27日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

【株主の皆様へ】

- ・本年度についても、会場でのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。
- ・本総会の様子をご自宅等でご覧いただけるよう、株主総会后（2024年2月5日予定）にインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hi-lex.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。配信に際しては、株主様の音声・画像等のプライバシーに配慮いたします。詳細は、当社ウェブサイト上のお知らせをご参照いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

会社提案議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

株主提案議案

第4号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件

第5号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件

第6号議案 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

目次

■第80期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
■事業報告	20
■連結計算書類	43
■計算書類	46
■監査報告書	49

証券コード 7279
2024年1月4日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主各位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 太 郎

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイト
にアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hi-lex.co.jp/shm/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7279/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイレックスコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「7279」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って2024年1月26日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月27日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第80期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

株主提案議案

- 第4号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件
第5号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件
第6号議案 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年1月27日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年1月26日（金曜日）
午後5時20分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年1月26日（金曜日）
午後5時20分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第6号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は14頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合									
議案	第1号議案	第2号議案	〔下の候補者を除く〕	第3号議案	〔下の候補者を除く〕	議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛		賛		株主提案	賛	賛	賛
	否	否		否			否	否	否

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

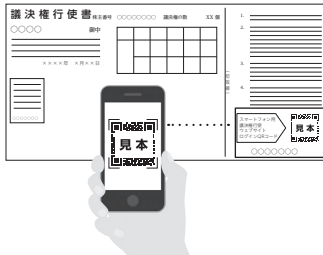
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

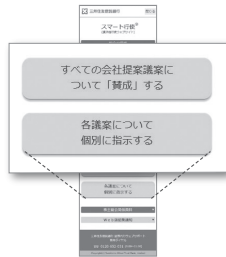
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

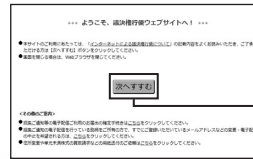
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

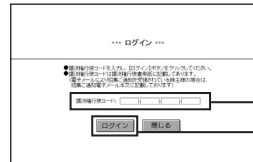
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

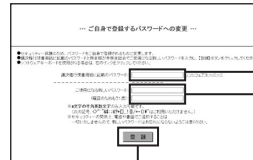
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案議案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金17円00銭とさせていただきますと存じます。

総額638,269,760円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2024年1月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

財務体質の健全化を図るため、別途積立金の一部を取崩し、同額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	属 性	氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席状況	取締役 在任期間 (本総会終結時)
1	再任	寺浦 太郎	代表取締役社長	13/13回	11年
2	再任 社外 独立	正木 靖子	取締役	12/13回	16年
3	再任 社外 独立	吉川 博巳	取締役	13/13回	3年
4	新任 社外 独立 外国籍	UENISHI KENJI	—	—	—

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

新任

新任取締役候補者

外国籍

外国籍取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>てら うら た ろう 寺 浦 太 郎 (1977年5月12日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>2002年 9月 当社入社 2012年 1月 当社執行役員 2013年 1月 当社常務取締役 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 2018年 1月 当社専務取締役 2018年 6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 2020年 1月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO</p>	75,582株
<p>【取締役候補者とした理由】 寺浦太郎氏は、世界16ヶ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>まさ き やす こ 正 木 靖 子 (1955年4月8日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p>1982年 4月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)) (現任) 2004年 4月 関西学院大学大学院司法研究科教授 2008年 1月 当社取締役(現任) 2008年 4月 兵庫県弁護士会会長 2011年 4月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長 2013年 4月 近畿弁護士会連合会理事長 2014年 6月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任) 2018年 3月 株式会社ノーリツ社外監査役 2018年 4月 日本弁護士連合会副会長 2019年 3月 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 正木靖子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、また複数の弁護士会で要職を歴任される等、豊富な経験と深い見識を有しておられます。当社においては、社外取締役として、豊富な経験を活かし、法律の専門家としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>よしかわひろみ 吉川博巳 (1953年5月13日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1976年4月 大塚製薬株式会社入社 2001年7月 大塚製薬株式会社取締役 2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役 2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役 2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問 2017年9月 株式会社エムネス取締役 2018年11月 株式会社エムネス取締役COO 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年2月 株式会社CureApp顧問 2021年5月 株式会社CureApp社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社CureApp社外取締役</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>吉川博巳氏は、複数の企業で取締役等の要職を歴任し、他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。</p> <p>当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断及び経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、企業経営者としての豊富な経験を活かした有益な助言・提言を行っております。</p> <p>上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			
4	<p>ウエニシケンジ UENISHI KENJI (1953年8月11生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>外国籍</p>	<p>1983年6月 Acoustic Technology Inc. (米国)入社 1985年7月 Vignyan Associates Inc. (米国)入社 1987年7月 GE Aviation(米国)入社 1997年3月 GE Aviation(米国)日本支社長 2008年1月 GE Energy(米国)アジア太平洋地域社長 2013年10月 株式会社LIXIL取締役専務執行役員 2017年7月 株式会社ザクティ代表取締役社長 2019年1月 株式会社プライスハブルジャパン取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社プライスハブルジャパン取締役</p>	2,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>UENISHI KENJI氏は米国籍であり、米国NASA(National Aeronautics and Space Administration)関連企業における研究技術職の経験を経て、長年にわたって海外の多国籍コングロマリット企業において、複数の国・地域をまたがる担当事業を統括する上で、異なる人種、言語、文化を持つ多くのチームを結束させ、同企業の大きな事業成長に寄与しました。その後、これら経験で培われた知見を活かし、様々な企業の取締役等を歴任してきました。</p> <p>上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、このたび同氏を社外取締役候補者といいたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子及び吉川博巳の2氏は社外取締役候補者であります。2氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は16年、吉川博巳氏は3年となります。また、新任のUENISHI KENJI氏は社外取締役候補者であります。
3. 正木靖子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、正木靖子及び吉川博巳の2氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、2氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、UENISHI KENJI氏が原案どおり選任されますと、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、正木靖子及び吉川博巳の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、2氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。また、UENISHI KENJI氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が原案どおり選任されますと、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」36頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	属 性	氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	再任	松本 耕一	常勤監査役	13/13回	13/13回
2	再任 社外 独立	上田 隆司	監査役	13/13回	13/13回
3	新任 社外 独立	後藤 研了	—	—	—

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

新任

新任監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつもと こういち 松本 耕一 (1966年11月8日生)	1989年3月 当社入社 2011年12月 当社経理グループマネージャー 2020年1月 当社常勤監査役(現任)	2,200株
	再任	【監査役候補者とした理由】 松本耕一氏は、経理並びに財務分野を中心に関連分野での幅広い知識や経験を活かして、当社だけでなく国内外のグループ会社に対して現場・現物を中心とした客観的で適切な監査を行うことが期待できると判断したため、引き続き同氏を監査役候補者といいたしました。	
2	うえだ たか し 上田 隆司 (1958年6月5日生)	1981年4月 大阪国税局採用 2018年7月 右京税務署長就任 2019年8月 税理士登録(現任) 2022年1月 当社監査役(現任)	一株
	再任 社外 独立	【社外監査役候補者とした理由】 上田隆司氏は、税理士としての専門的見地、また税務署長を務めるなど財務及び会計等に関する深い見識を有しており、豊富な経験と高度な専門的見地を活かした客観的で適切な監査を行うことが期待できると判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といいたしました。	
3	ごとう けん りょう 後藤 研了 (1958年2月18日生)	1981年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)大阪事務所入所 1984年3月 公認会計士登録 2005年5月 同法人代表社員(現パートナー) 2010年7月 同法人理事大阪事務所第3事業部長 2013年7月 同法人専務理事 2015年7月 同法人大阪事務所長 2020年7月 後藤研了公認会計士事務所開設(現任) 2021年4月 学校法人兵庫医科大学監事(現任) 2021年6月 東和薬品株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 学校法人兵庫医科大学監事 東和薬品株式会社社外取締役(監査等委員) 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役(監査等委員)	一株
	新任 社外 独立	【社外監査役候補者とした理由】 後藤研了氏は、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計等に関する深い見識を有しており、豊富な経験と高度な専門的見地を活かした適切な監査を行うことが期待できると判断したため、このたび社外監査役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田隆司氏は、社外監査役候補者であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、後藤研了氏は新任の社外監査役候補者であります。
 3. 上田隆司氏及び後藤研了の2氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 4. 当社は、上田隆司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、後藤研了氏が原案どおり選任されますと、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、上田隆司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。また、後藤研了氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任されますと、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」36頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 当社の取締役および監査役に対し、特に期待する分野

当社の取締役および監査役が有する専門性と経験に基づき、当社が各氏に特に期待する分野を記載しており、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

(本定時株主総会の終結後の予定)

氏名	当社における地位	ジェンダー	国籍	社外	指名報酬委員会	独立委員会※	特に期待する分野					
							企業経営	経営戦略	リスク管理	法務	財務	企業理念
寺浦 太郎	代表取締役社長	男	日本		●		●	●				●
正木 靖子	取締役	女	日本	●	●	●			●	●		
吉川 博巳	取締役	男	日本	●	●	●	●		●		●	
UENISHI KENJI	取締役	男	米国	●	●	●	●	●	●			
松本 耕一	常勤監査役	男	日本							●	●	
上田 隆司	監査役	男	日本	●		●			●		●	
後藤 研了	監査役	男	日本	●		●			●		●	

(※)当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）において、任意に設置したものであります。

< 株主提案議案（第4号議案から第6号議案まで） >

第4号議案から第6号議案までは、株主様1名からのご提案によるものであります。

各議案の提案内容（議案の要領）、及び提案の理由は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、本提案株主様から提出された原文のまま記載しております。

第4号議案 剰余金の処分にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

現行定款の第45条以降を1条ずつ繰り下げ、第45条を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

（期末配当）

第45条 当社は、毎期末において、配当可能額の範囲内において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の3%相当額以上の額を、期末配当金として支払うことを目標とするものとする。

2. 提案の理由

当社は世界的な自動車用コントロールケーブルメーカーであり、コロナ禍や半導体不足による混乱が発生する前には、変動はあるものの100億円を大きく超える経常利益を計上していた優良自動車部品メーカーですが、株価純資産倍率（PBR）0.28倍（2023年11月2日時点・東証スタンダード市場平均0.95倍）と、株価は低迷しています。

また、近年の収益低迷にあわせ、2019年10月期に53円だった配当も、2020年10月期以降、2022年10月期まで34円に減少するなど、株主還元の安定性に欠けています。元来、モデルサイクルなどから収益変動性の大きい自動車部品会社は、利益をベースにした配当性向基準では配当も大きく変動してしまいます。配当の不安定性が株価低迷の一因と考えられるなか、自己資本をベースにした純資産配当率（DOE）の導入が株主還元の安定性をもたらし、結果的に長期安定的な株主構成につながると期待されることから、上記議案を提案いたします。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の配当政策は、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としており、環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮して実施してまいりました。

当社グループは、EV化によるコントロールケーブル用途の減少、当社グループで大きな比重を占める日系自動車メーカーのシェアと生産数の変動、エネルギー費・資材価格の高止まり、競合企業との競争激化、為替変動の影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。

このような状況下において、当社は競争力のある製品の供給体制の強化を通じた顧客価値の向上や、新たな付加価値を持った新製品の開発といった施策を推し進め、安定した収益構造と資金創出力を強化し、将来に向かって当社グループを継続的に成長させ、企業価値を高めることが、最終的に株主の皆様への還元につながるかと判断しております。

一方で本議案は、剰余金の配当等について、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せず、当社の純資産残高を基礎とした配当に固定化する旨の定款変更を求めるものであります。

このような規定を定款で定めると、当社グループによる機動的な資本政策の実施や、当社財務体質の維持を阻害する恐れがあり、中長期の展望に基づく成長投資の実行にも影響が生じ、企業価値の向上に繋がらなくなる可能性があります。

以上の理由から、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 自己株式取得にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

現行定款の第7条を、第7条1項とし、第2項を以下のとおり新設する。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第7条

- 2 取締役会は、当会社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額以上を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、每期自己の株式の取得を行う。

2. 提案の理由

株価は、マクロ環境や株式市場動向にも左右されるため、収益と財務内容に必ずしも連動するわけではありませんが、株価低迷時の自社株買いは財務内容を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を拡大させます。

この数年、当社の収益は低迷し、2015年10月期に206億円強だった経常利益は2022年10月期には24億円強の赤字まで落ち込みましたが、今年度は36億円の黒字（会社予想・2023年11月2日時点）に回復する見込みです。収益低迷を脱する様相にあってもPBRが1倍を大きく割り込む背景は、財務余力があるにも関わらず自社株買いを実行せず、株価低迷を看過してきた経営姿勢に対する株主の不安があります。こうした不安を払しょくし、株主の信頼を回復するため、株価がPBR1倍を超えるまで自社株式取得の継続を求め、上記議案を提案いたします。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、自己株式の取得は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、株主還元の上を凶る手段として有効であると認識しております。

その取得に関しては事業環境、業績動向、財務状態など総合的に勘案し、必要な時に柔軟かつ機動的に実施していく方針であり、2021年度には約10億円の自己株式の取得を行う等、株主還元を努めてまいりました。

一方で、第4号議案の当社取締役会の意見で述べたように当社グループは、当社の置かれている事業環境は大きな変化に直面しており、将来に向かって継続的に成長させ企業価値を高めるために必要な設備、研究開発、M&A等も想定した戦略的な成長投資の実施が必要となっております。

当社は、この数年の収益が伸び悩んでおり、株価低迷によりPBRが1倍を大きく割り込んだ状態については真摯に受け止めております。今後の改善に向けては、競争力・経営基盤・開発・人材育成の強化に取り組み、当社の使命である「First-Call Company」を果たすことで顧客価値を向上させることにより、収益性の高い経営を実現していくことが重要と考えております。

これに対して本議案は、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せずに、当社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで每期自己資本の1%相当額以上の自社株式を取得するように定款で定めるよう変更するものであります。このような規定は、株主還元の時期・方法等を固定することとなり、株主還元を含む資本政策の機動性と柔軟性等を損ない、当社グループの将来に向けた成長投資の財源確保を困難にする懸念があり、結果として当社の企業価値向上と株主の皆様の利益に繋がらなくなる可能性があります。

以上の理由から、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案 決算期説明資料公表にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

以下の条文を定款に新設する。但し、条番号については、議題1が原案どおり承認可決されたことを前提に、以下の通り第49条とするが、議題1が否決された場合は、第48条とする。なお、本議案による定款変更は、本議案が本株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとする。

第8章その他

(決算期説明資料の公表)

第49条 当社は、以下に定める内容を含む決算説明資料を毎四半期公表するものとする。

- (1) 地域別・部門別収益とその増減分析
- (2) 中期経営計画及びその進捗状況
- (3) 企業価値向上の基本方針とその施策
- (4) 株主還元の方針

2. 提案の理由

株主に重大な影響を与える重要事項についての配慮・説明として、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2では、経営戦略や会社計画の策定・公表にあたっては基本的な方針とともに収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関して、具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉と論理で明確に説明を行うべきとされています。自動車部品業界は、コロナ禍や半導体不足に伴う混乱から挽回しつつあるものの、EV化という大きな変革に直面しています。このように経営環境の変動が大きいときこそ、より明確な事業分析と経営戦略の説明が求められます。

産業構造の転換を踏まえ、多くの自動車部品会社が、需要減少が見込まれる製品分野を補う注力分野を明示し、具体的な予想数値を伴った戦略を既に公表していますが、当社は、特にEV化への対応と財務戦略で、詳細な説明資料を開示していません。当社でも、EV化で一部製品の需要減少が想定され、既に中国市場で減収になる一方、発展途上国向けでは電装化の進展で需要が増加するなど、経営環境も大きく変化しています。こうした変化に対応するべく、明確な中期経営計画を策定・開示し、強い決意で経営を遂行することが求められます。

また、当社は投資有価証券541億円(2023年第3四半期末)を保有し、純資産に対する比率は27.7%に達します。過剰な投資有価証券は資本効率や経営規律の低下を招く弊害があるとして、多くの資産運用会社が「20%以下」を、厳しい運用会社は「10%以下」を求めらる中で、目立って高い投資有価証券/純資産の比率になっており、一刻も早い財務のスリム化で、成長領域に投じる資金を創出する必要があります。

数年前までの高収益に甘え、当社は、現状についても将来についても、株主に対して十分な情報提供をしているとはいえない状況です。不十分な開示が株主に不安を与え、株価低迷の一因となっている現状を打破するため、詳細な中期経営計画の作成・開示、および決算説明資料におけるその進捗状況の丁寧な説明を求め、上記議案を提案いたします。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、株主をはじめとする様々なステークホルダーに対して、決算説明の充実と中期的な経営計画及び決算におけるその進捗状況の説明、その他今後の基本方針や戦略の説明を求めたものであり、当社としてもそれらの重要性については認識しております。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、株主にわかりやすい言葉で、広く会社の経営戦略を示すことが重要であると考えており、従前より株主総会招集ご通知・事業報告、有価証券報告書等を通じて、経営者が考える対処すべき課題、それらに対する今後の方針、配当政策等を開示してきました。また、IRミーティング資料の開示やIRフェアへの参加等を通じて、株主・投資家をはじめとする各ステークホルダーとの対話に取り組む等、その時々に応じた対応を進めてまいりました。

主たる事業である自動車業界の大きな変革に際し、将来の成長投資といった、より明確な事業分析と経営戦略の説明が求められるという株主様の貴重なご意見、ご指摘については当社取締役会も共有しており、今後更なる説明の充実を図ってまいります。

一方で、当社としては決算説明資料の内容は、競争の上で重要な情報の取り扱いの観点などもあり、定款で一律に定めるのではなく、その時々々の事業環境や株主・投資家との対話の状況等も踏まえて、都度、検討した上で決定するのが適当であると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

事業報告 (2022年11月1日から 2023年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和される中、経済活動の正常化が着実に進んでおり、国内においても感染対策と経済活動の両立が進められ、全体として緩やかな回復基調となっております。

一方、新たな変異ウイルスによる感染状況の動向や金利上昇による世界経済の減速、世界的な半導体不足の長期化や資源価格の上昇による景気下振れリスク、米中間の通商問題を巡る緊張、米国におけるインフレの急拡大、中国経済の成長鈍化、ロシアによるウクライナ侵攻等、依然として不透明な状況が続いており、世界経済の不確実性は増すばかりとなっております。

自動車業界におきましては、半導体の供給不足や部品供給の停滞が緩和される中で自動車メーカーの生産は回復基調となっており、日本国内の自動車生産台数は前年同期比13.0%増の862万台、米国の自動車生産台数は前年同期比8.1%増の1,070万台、中国の自動車生産台数は前年同期比3.6%増の2,842万台となりました。

当連結会計年度の経営成績は、主に半導体の供給不足の緩和等に伴う自動車メーカーの生産増加に伴い、米国・韓国・日本を中心に中国を除くセグメント全般において前年同期比で伸長し、また円安による邦貨換算額の増加影響もあり、売上高は2,986億2千3百万円（前年同期比430億6百万円増、16.8%増）となりました。

営業損益については、原価低減、生産性向上並びに経費削減等の合理化による収益の確保や、各グループ会社での販売価格改定を始めとした利益改善の取り組みを進めたことにより、29億8千万円の営業利益（前年同期は48億5千6百万円の営業損失）となりました。

経常損益は、主に受取利息7億4千1百万円、受取配当金7億1千1百万円、持分法による投資損益6億円、為替差益2億2千8百万円、助成金収入1億8千9百万円並びに受取技術料1億1千8百万円等を収益に計上した一方で、支払利息4億6千3百万円、デリバティブ評価損1億7百万円等を費用に計上したことにより、53億2千7百万円の経常利益（前年同期は24億7千4百万円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、主に特別利益において固定資産売却益5千万円を計上し、特別損失で減損損失45億8千2百万円、関係会社株式評価損7億4千3百万円、製品保証引当金繰入額6億6千4百万円、退職特別加算金2億3千万円及び貸倒損失1億7千6百万円等を計上したことから、29億9千1百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前年同期は71億2千万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル、四輪用ウインドレギュレータ、ドアモジュール及びパワーリフトゲートとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 79 期	第 80 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	72,446百万円	77,811百万円	107.4%
ウインドレギュレータ	69,516百万円	80,464百万円	115.7%
ド ア モ ジ ュ ー ル	91,680百万円	114,601百万円	125.0%
パ ワ ー リ フ ト ゲ ー ト	9,266百万円	10,512百万円	113.5%
そ の 他	12,706百万円	15,233百万円	119.9%
計	255,616百万円	298,623百万円	116.8%

② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資は、当社の設備増強、韓国・メキシコ子会社の工場拡張及び生産設備増強を中心に、総額96億9千1百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 77 期 2020年10月期	第 78 期 2021年10月期	第 79 期 2022年10月期	第 80 期 (当連結会計年度) 2023年10月期
売 上 高	195,784百万円	217,754百万円	255,616百万円	298,623百万円
経常利益又は経常損失 (△)	188百万円	3,032百万円	△2,474百万円	5,327百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会 社株主に帰属する当 期純損失 (△)	△3,513百万円	4,896百万円	△7,120百万円	△2,991百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△92円42銭	129円08銭	△189円85銭	△79円75銭
総 資 産	240,510百万円	248,033百万円	270,314百万円	280,994百万円
純 資 産	172,771百万円	180,546百万円	188,778百万円	191,179百万円
1株当たり純資産額	4,149円34銭	4,415円32銭	4,593円39銭	4,675円33銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 77 期 2020年10月期	第 78 期 2021年10月期	第 79 期 2022年10月期	第80期(当期) 2023年10月期
売 上 高	44,981百万円	48,076百万円	49,082百万円	54,603百万円
経 常 利 益	2,742百万円	3,169百万円	3,004百万円	2,247百万円
当期純利益又は当期 純損失 (△)	△471百万円	3,736百万円	△3,065百万円	272百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△12円40銭	98円50銭	△81円73銭	7円26銭
総 資 産	118,475百万円	119,181百万円	110,718百万円	116,104百万円
純 資 産	97,827百万円	97,804百万円	89,578百万円	92,267百万円
1株当たり純資産額	2,569円98銭	2,607円61銭	2,386円94銭	2,458円61銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国TSK株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	100.0%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケレタロ州ケ レタロ市	42百万米ドル	100.0% (86.6%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル グラム	3,735百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	100.0%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアバンテン 州タンゲラン市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル、ウインド レギュレータ及びド アラッチ
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアバンテン 州タンゲラン市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル他
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポー トタルボット市	4百万ポンド	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	//
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	101百万元	100.0%	//
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	67.1%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	2,387千ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世車門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	コントロールバル及び ウインドレギュレータ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン バース郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	ドアモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州ト リヤッティ市	385百万ルーブル	91.2%	コントロールバル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴァインフルト市	25千ユーロ	100.0%	//
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	ドア・ラッチ他
江蘇大同多沃汽车配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールバル
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	コントロールバル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウインドレギュレータ及び ドアモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト郡	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	ドアモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールバル及びウ インドレギュレータ他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	60,266千リアル	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレ ムスカミドロビツァ市	167百万 セルビアディナール	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省 瀋陽市	1百万元	95.0% (95.0%)	//
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナード ウ州カーンチープラム	69百万 インドルピー	79.5% (79.5%)	ドア・ラッチ他
株式会社ハイレックスメディカル	東京都墨田区	100百万円	100.0%	医療用機器
天津海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国天津市	50百万元	100.0% (100.0%)	コントロールバル及びウ インドレギュレータ他
DAEDONG DOOR MEXICO S. DE R.L. DE C.V.	メキシコヌエボ・レオ ン州モンテレー	5百万米ドル	79.5% (79.5%)	ドア・ラッチ他

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は45社、持分法適用関連会社は2社であります。
3. 当連結会計年度において、当社の連結子会社である大同ドア(株)及び大同ハイレックス(株)の出資により、メキシコにDAEDONG DOOR MEXICO S. DE R.L. DE C.V.を新規設立し、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中国・欧州地域を先頭に急加速するEV化によるコントロールケーブル用途の減少、各自動車メーカーにおける生産数の変動、エネルギー費・資材価格の高止まり、競合企業との競争激化、為替変動の影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、お客様に安心を届けて信頼を得ることにより存在価値を高めていくことや、モビリティ社会に向けた新製品開発による、現状のケーブル・ウインドレギュレータに続く将来のコア製品群の創出が重要な経営課題となっております。

当社グループは、これからも創業の理想を追求し、さらにより幅広い社会課題の解決に貢献すべく、新しい技術開発に積極的に挑み、お客様に困り事があればまず最初に声を掛けていただけの会社、“To Be the First-Call Company”(for Customer's better choice)をミッションに掲げ、次の3つの経営課題に取り組んでまいります。

[I] 競争力の強化

▪ 顧客価値の創造

自動車分野についてはエネルギー費・資材価格の上昇、EV化や電子制御の増加による半導体需給と自動車生産台数の不安定化に対応することが求められております。当社グループでは世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、お客様が当社製品から得られるベネフィットをお客様の立場に立って追求していくことで、新たな顧客価値を創造し競争力を強化してまいります。

▪ 安心品質

当社の品質方針である「4つの安心」（図面を鍛えて安心・4Sで安心・設備で安心・作業で安心）を全社で徹底し、仕事の質を高めることで、世界中の各拠点でお客様に安心を届ける強固な基盤を築いてまいります。

[II] 成長基盤の強化

▪ 事業基盤の強化

自動車分野については、当社グループが永年鍛えてきたモノづくりの基本方針である「ハイレックスプロダクションポリシー」を軸にした改善と生産最適化により、ケーブル・ウインドレギュレータといった現状のコア製品の信頼性と収益性をより一層高めてまいります。

海外事業においては欧州、中国、インドを始めとして、グローバルで拡販を進めてきた各拠点での事業収益性を強化し稼ぐ力を高めてまいります。また、非自動車分野においては、医療機器、産業機器の各事業部による素早い意思決定を強みとして、新用途開発と新製品開発を積極的に推進し新たな価値を持つビジネスを広げてまいります。

- 開発強化

電子制御技術の強化と製品のインテリジェント化を推進し、当社グループが永年蓄積して来たノウハウと融合させることで、モビリティ社会に向けた新たな価値を持った製品を提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

[Ⅲ] 人財育成

- 組織を強くするグローバル人財の開発

「元気な会社にする」を中長期的なビジョンに掲げ、当社グループの将来を担うスキルとグローバル適応力を持ち、課題に対して果敢に挑戦し続ける人財の育成を進めるため、新たに「人財開発室」を設置することで、組織と個人の成長を促すことを目的とした人事制度・仕組みを策定し、グローバル人財を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主 要 製 品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内	1,633	7(増)
海 外	11,369	549(増)
合 計	13,002	556(増)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
981	10(増)	42.3歳	17.0年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式671,479株を含む)
 (3) 株主数 4,012名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
寺 浦 興 産 株 式 会 社	9,915	26.40
公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会	1,554	4.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,259	3.35
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	1,034	2.75
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポ ー ト フ ォ リ オ)	980	2.61
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	850	2.26
ビーエヌワイエム アズ エージューテイ クライアーツ 10 パーセント	843	2.24
株 式 会 社 ア ル フ ァ	806	2.14
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	739	1.97
ハ イ レ ッ ク ス 企 業 持 株 会	714	1.90

(注) 持株比率は自己株式 (671,479株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第5回新株予約権	2013年12月13日	778個	普通株式 778株	2,295円	1円	2014年 1月15日～ 2054年 1月14日	778個	778株	1人
第6回新株予約権	2014年12月12日	630個	普通株式 630株	3,076円	1円	2015年 1月14日～ 2055年 1月13日	630個	630株	1人
第7回新株予約権	2015年12月11日	378個	普通株式 378株	3,102円	1円	2016年 1月13日～ 2056年 1月12日	378個	378株	1人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
 2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 浦 太 郎	HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
取 締 役	正 木 靖 子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取 締 役	加 藤 徹	
取 締 役	赤 西 芳 文	弁護士
取 締 役	吉 川 博 巳	株式会社CureApp社外取締役
常 勤 監 査 役	松 本 耕 一	
監 査 役	小 林 佐 敏	税理士
監 査 役	太 田 克 実	税理士 株式会社くろがね工作所社外監査役
監 査 役	上 田 隆 司	税理士

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文及び取締役吉川博巳の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の3氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、取締役吉川博巳、監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

- a. 当社取締役の報酬は、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系とします。
- b. グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとします。
- c. 株主や社員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるように、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されるものとします。

ロ. 取締役の報酬の水準

取締役報酬の水準については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、経営環境を考慮したうえで、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職に応じた金額を適宜・適切に設定します。

ハ. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬、変動報酬として、短期業績に連動した賞与及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬として信託を用いた業績連動型株式報酬制度から構成するものとします。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、期待される役割に応じた月次での固定報酬のみとし、業績連動報酬等の変動報酬は支給しません。

二. 取締役の基本報酬(金銭報酬)の個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その支給割合及び算定等の手続きについては、関連する社内規定に基づき、役位、職責、前年業績等に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績に連動した賞与については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益及び各取締役担当部門の業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。業績指標と、賞与の算出方法は、適宜、環境の変化に応じて後述ト. の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬である信託を用いた業績連動型株式報酬制度については、非金銭報酬として当社株式を交付します。その額は、社内規定に基づき、賞与と同様に各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、対象となる受益者の役位を基礎とした一定の算定方法により決定され、事業年度ごとに株式交付ポイントとして付与されます。ポイントを付与された取締役に對しては、その退任時に株式交付ポイントの累積値に応じた数の当社株式を交付します。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、株主総会で決議された取締役の報酬額の上限を考慮し、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。業績連動報酬の割合については、業績が悪化した場合を除き、原則としてその割合が10%~50%の範囲となるよう検討したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

注)業績連動報酬は、役員賞与（金銭報酬）と当社株式（非金銭報酬）に区分されます。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び任意の諮問機関に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。同委員会は対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

a. 指名報酬委員会の構成内容

取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち、過半数は独立社外取締役）で構成されます。

b. 指名報酬委員会の機能

取締役及び執行役員報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		金 銭 報 酬		非金銭報酬	
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 (賞 与)	業 績 連 動 報 酬 (株 式 報 酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	55百万円 (12)	55百万円 (12)	-百万円 (-)	0百万円 (-)	5名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	32 (18)	32 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	87 (30)	87 (30)	- (-)	0 (-)	9 (7)

- (注) 1. 支給額のうち、社外取締役を除く取締役および監査役に対する賞与につきましては、当期の業績が多額の損失となったことを真摯に受け止め、2023年12月8日開催の取締役会において不支給とする旨を決議したため、上記の金額に含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益であり、その当事業年度における実績は、連結売上高2,986億2千3百万円、連結営業利益は29億8千万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適しているものと判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または数の算定方法は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 上記の株式報酬の額には、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度において取締役に付与した株式交付ポイントに対応する株式報酬費用が含まれており、非金銭報酬として当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

6. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。
- また、2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬として取締役に取得させる株式の総数として、一事業年度当たり当社株式9,000株相当を上限（社外取締役は付与対象外）とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
7. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長 寺浦太郎に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
9. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取締役	正木靖子	生活協同組合コープこうべ 株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役（監査等委員）
取締役	吉川博巳	株式会社CureApp	社外取締役
監査役	太田克実	株式会社くろがね工作所	社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に關して行った職務の概要
取締役 正木靖子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 加藤 徹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社法等法律研究の第一人者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された2回のうち2回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 赤西芳文	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 吉川博巳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小林佐敏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 太田克実	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 上田隆司	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて職務を執行した行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	64百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか24社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。
 - ② 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。
 - ② 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的を開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
 - ② 任意の機関として「経営会議」を定期的を開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。
 - ③ 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
 - ④ 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。
② 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。
- (6) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。
② 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
③ 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
④ 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。
- ② 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社グループは、前号(1)の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
- ② 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、代表取締役直轄部門である内部統制監査室が内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2022年12月9日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、独立委員会の勧告に従い対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の

利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第79期定時株主総会終結のときから2026年1月頃に開催予定の当社第82期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり17円00銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金17円00銭と合わせて34円00銭とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	151,671	流 動 負 債	74,029
現金及び預金	46,310	支払手形及び買掛金	39,535
受取手形	3,998	契約負債	989
売掛金	46,174	短期借入金	9,921
電子記録債権	1,302	1年内返済予定の長期借入金	480
有価証券	10,000	未払法人税等	1,745
商品及び製品	12,669	賞与引当金	2,328
仕掛品	3,713	役員賞与引当金	8
原材料及び貯蔵品	19,981	製品保証引当金	4,143
その他	8,467	その他	14,876
貸倒引当金	△946	固 定 負 債	15,785
固 定 資 産	129,317	長期借入金	1,370
有形固定資産	66,052	繰延税金負債	9,863
建物及び構築物	20,378	退職給付に係る負債	2,165
機械装置及び運搬具	24,853	その他	2,384
工具器具備品	2,446	負 債 合 計	89,814
土地	9,272	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,838	株 主 資 本	131,054
その他(純額)	3,263	資本金	5,657
無形固定資産	4,027	資本剰余金	8,277
のれん	1,244	利益剰余金	118,337
その他	2,782	自己株式	△1,217
投資その他の資産	59,237	その他の包括利益累計額	44,339
投資有価証券	49,996	その他有価証券評価差額金	26,035
長期貸付金	11	為替換算調整勘定	18,325
退職給付に係る資産	991	退職給付に係る調整累計額	△22
繰延税金資産	4,442	新株予約権	33
その他	4,943	非支配株主持分	15,752
貸倒引当金	△1,147	純 資 産 合 計	191,179
繰 延 資 産	5	負 債 ・ 純 資 産 合 計	280,994
資 産 合 計	280,994		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2022年11月 1日から
2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
高価		298,623
利益		267,120
費		31,502
益		28,522
		2,980
利息	741	
当	711	
投	600	
資	228	
利	118	
差	189	
収	88	
収	702	3,381
利	463	
費	34	
評	107	
価	429	1,034
益		5,327
却	50	
入	13	64
損	11	
却	4,582	
損	90	
損	97	
損	743	
損	0	
損	176	
失	664	
額	230	6,597
金		△1,206
税	2,184	
法	△1,135	1,049
当		△2,255
非		736
親		△2,991
当		

連結株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年11月1日 期首残高	5,657	8,694	122,605	△1,217	135,738
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,276		△1,276
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△2,991		△2,991
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△416			△416
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△416	△4,268	△0	△4,684
2023年10月31日 期末残高	5,657	8,277	118,337	△1,217	131,054

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
2022年11月1日 期首残高	22,347	14,143	90	36,581	33	16,424	188,778
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,276
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							△2,991
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△416
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	3,687	4,182	△112	7,757	-	△671	7,086
連結会計年度中の変動額合計	3,687	4,182	△112	7,757	-	△671	2,401
2023年10月31日 期末残高	26,035	18,325	△22	44,339	33	15,752	191,179

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,782	流動負債	13,300
現金及び預金	6,810	買掛金	6,232
受取手形	233	短期借入金	3,000
電子記録債権	1,259	未払金	823
売掛金	10,809	未払費用	540
有価証券	1,534	未払法人税等	43
商品及び製品	1,558	契約負債	2
仕掛品	1,555	預り金	34
材料及び貯蔵品	2,075	賞与引当金	863
前払費用	255	製品保証引当金	1,691
未収入金	908	その他	68
1年内回収予定の長期貸付金	74	固定負債	10,536
その他	708	長期未払金	11
固定資産	88,321	繰延税金負債	9,279
有形固定資産	8,087	退職給付引当金	3
建物	2,599	役員株式給付引当金	27
構築物	139	資産除去債務	152
機械及び装置	1,809	債務保証損失引当金	1,060
車両運搬具	18	その他	2
工具、器具及び備品	245	負債合計	23,836
土地	2,507	(純資産の部)	
建設仮勘定	766	株主資本	66,201
無形固定資産	1,226	資本剰余金	5,657
特許権	1	資本剰余金	7,162
借地権	152	資本準備金	7,105
ソフトウェア	997	その他資本剰余金	57
ソフトウェア仮勘定	51	自己株式処分差益	57
電話加入権	6	利益剰余金	54,600
施設利用権	16	利益準備金	727
投資その他の資産	79,006	その他利益剰余金	53,872
投資有価証券	45,105	配当準備金	5,900
関係会社株	23,074	研究開発積立金	13,200
関係会社出資金	6,009	固定資産圧縮積立金	26
従業員に対する長期貸付金	8	別途積立金	33,800
関係会社長期貸付金	4,264	繰越利益剰余金	945
破産更生債権等	1,679	自己株式	△1,217
長期前払費用	53	評価・換算差額等	26,031
前払年金	355	その他有価証券評価差額金	26,031
保険積立金	686	新株予約権	33
その他	310	純資産合計	92,267
貸倒引当金	△2,540	負債・純資産合計	116,104
資産合計	116,104		

損益計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		54,603
販売	利益		49,939
営業	費		4,664
営業	損失		5,265
営業	外		△601
受取	利息	90	
受取	配当	2,075	
受電	技術	1,034	
その他	売却	88	
営業	の	77	3,365
支為	外		
支電	払		
その他	替		
支電	補償	6	
その他	費	353	
その他	費	72	
その他	費	34	
その他	費	48	516
経特	利益		2,247
特	損失		
固定	引当	1	
負債	金	593	594
固定	除却	8	
投資	証券	97	
関係	株式	968	
関係	出資	16	
関係	清算	0	
製品	引当	269	
貸倒	金	798	
貸倒	損	176	
債務	引当	1,060	3,395
保証	損失		
引当	金		
当期	純損失		△553
法人	税	179	
法人	税	△1,005	△826
当期	純利益		272

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本														
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金										
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	配 当 金	研 究 費 用 積 立 金	固 定 資 産 積 立 金	資 産 縮 小 金	別 立 金	途 上 金	繰 上 金	越 益 金	利 剰 余 金
2022年11月1日期首 残	5,657	7,105	57	7,162	727	5,900	13,200	27	37,100	△1,350					55,604
事業年度中の変動額															
固定資産圧縮積立金の取崩								△0					0		-
別途積立金の取崩									△3,300				3,300		-
剰余金の配当													△1,276		△1,276
当期純利益													272		272
自己株式の取得															
自己株式の処分															
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)															
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△0	△3,300	2,296	△1,004				
2023年10月31日期末 残	5,657	7,105	57	7,162	727	5,900	13,200	26	33,800	945	54,600				

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年11月1日期首 残	△1,217	67,205	22,339	22,339	33	89,578
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△1,276				△1,276
当期純利益		272				272
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			3,692	3,692		3,692
事業年度中の変動額合計	△0	△1,004	3,692	3,692	-	2,688
2023年10月31日期末 残	△1,217	66,201	26,031	26,031	33	92,267

独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2022年11月1日から2023年10月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月7日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	松	本	耕	一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	小	林	佐	敏	Ⓔ
監査役（社外監査役）	太	田	克	実	Ⓔ
監査役（社外監査役）	上	田	隆	司	Ⓔ

株主総会会場ご案内略図

会場

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚駅」徒歩4分
JR宝塚線「宝塚駅」徒歩7分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX

株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。